

第57回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社高松コンストラクショングループ

上記の事項は、法令および当社定款の規程にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takamatsu-cg.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後適宜これを改訂しており、現在、当社の業務の適正を確保するための体制等は以下のとおりとしております。

(1) 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
- ② 当社グループでは、取締役会は企業倫理および社会的責任にてらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であるとしております。
- ③ 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
- ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」および「文書管理要領」に則り作成保存および管理しております。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」、「リスク管理規程」、「緊急事態対策要領」および「リスク事項取扱要領」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
- ② 当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、都度速やかに当社へ報告することとしております。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会は、グループの重要事項について適正かつ迅速な意思決定をおこなう体制を整え、取締役の業務執行が経営方針と合致しているか検証するとともに、目標実現に向けて指導ならびに指示を与えております。
- ② 当社は、取締役会の審議のさらなる活性化と、ガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。
- ③ 当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能を果たすよう支援し、その決議事項が適正なものか管理しております。

(5) 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループでは、「企業理念」を定め、社内での掲示、社員への配布、朝礼時の唱和等により、社員への浸透をはかっております。
- ② 当社グループでは、共通のグループ報や各社の社内会議の機会を捉え、社員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、社員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
- ③ 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。

(6) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは純粋持株会社体制を採用し、グループ共通事項は当社が、業務執行に係る事項は中核会社が支援および管理をおこなうこととしております。
 - ② グループとしての一体感を形成するため「グループ憲章」を定め、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
 - ③ グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「持株会社と事業会社に関する規程」を定めております。
 - ④ 各中核会社が主催するグループ社長会を開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めております。
 - ⑤ 当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置しております。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括いたします。
 - ② 補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。
- (9) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
 - ② 監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
 - ③ 監査役は、必要があると認めるときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
 - ④ 内部監査部門およびグループ統括部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
 - ⑤ グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役員、社員、退職者からの通報窓口を当社または中核会社のコンプライアンス部門長および監査役ならびに外部の弁護士事務所等とするとともに、当該通報をおこなったことを理由とする、解雇その他不利益な取り扱いを禁止しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- ① 監査役会は、会計監査人および内部監査部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっております。
 - ② 監査役の職務執行に係る費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じることとしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社および当社グループは、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針にもとづいて、体制の整備とその適切な運用に努め、企業価値の継続的な向上をはかっております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

- ① 当社は、当期中に 12 回の取締役会を開催し、重要事項について審議・決定するほか、グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社の事業、業績、リスク、法令遵守の状況を重要度に応じて報

告を受けました。

- ② 内部監査については、当社が定めた内部監査基本方針に則り、各中核会社の内部監査部門が中心となって自グループ各社の内部監査をおこない、当社の内部監査部門がその内容をモニタリングする体制をとっております。これにより、監査水準の引き上げ、課題の共有化、改善の徹底をはかりました。
- ③ 当社およびグループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については、金融商品取引法にもとづく内部統制報告制度に準拠して期中から期末にかけておこない、適正な財務報告を作成する体制の改善をはかりました。

(2) コンプライアンスに関する取組み

① 行動指針

当社は、グループ憲章、経営理念、企業理念のもと、社員の考え方や意識の方向性を明確にするものとして「行動指針」を定めており、次の事項等を社員に周知徹底しました。

- ・コンプライアンスの重要性を認識し、社会が求める高い規範意識をもって公正で誠実に業務をおこなうこと。
- ・取引先等に利益や便宜の提供を要求したり、受取ることはせず、公私の区別を厳密にわきまえること。
- ・独立した個人として自らの品性を磨き、不正は、勇気をもって正すこと。

② 法務・コンプライアンス・リスク管理室

法務・コンプライアンス・リスク管理室が、コンプライアンスプログラムを作成のうえ、中核会社とコンプライアンス体制の強化に向けた情報の共有等をおこないました。

③ コンプライアンス委員会

法務・コンプライアンス・リスク管理室を事務局として、当期中に5回開催いたしました。

中核会社では、各社のコンプライアンス委員会が中心になって、問題となる事項がないか等の情報収集をおこない、社員の教育・啓蒙に努めました。

④ コンプライアンス研修

「コンプライアンス・マニュアル」を一部改訂するとともに、研修や朝礼等の場でその内容を徹底するほか、コンプライアンスにまつわる必要な情報を適宜通達にて発信する等をおこないました。また、eラーニングによる研修制度を導入しており、当期は反社会的勢力排除および契約の基礎に関する研修をおこないました。

⑤ 内部通報体制

内部通報窓口を当社または中核会社のコンプライアンス担当部門長および監査役や外部の弁護士事務所等、グループ内外に設置するとともに、社内イントラネットや掲示板を利用して、内部通報者の不利益取扱いを禁止する等の周知を徹底しております。

なお、当期は重大な法令違反等に係る内部通報案件はありませんでした。

(3) リスク管理体制の強化

① リスク管理体制

「リスク事項取扱要領」において、重大な物理的・経済的・信用上のリスクや損害が発生した場合に、早期かつ有利な解決をはかるため、その報告・対応・管理の手続きを定めております。当社は、その影響度に応じてグループ会社から報告を受け、必要に応じて取締役会に報告をおこないました。また、「危機管理広報マニュアル」を定めており、エスカレーションルールにもとづきグループの危機対応がスムーズにおこなわれる体制をとっております。

② 情報セキュリティ

情報資産のリスク管理については、「情報セキュリティ基本規程」を定めております。その基本方針に則り、情報セキュリティの体制や必要なシステムの構築、教育・訓練の実施、事故・トラブル発生への対応強化、および自己点検・監督による徹底等をおこない、当社およびグループ各社のレベルアップをはかりました。

(4) グループ会社管理

- ① 「持株会社と事業会社に関する規程」に則り、グループ会社における重要事項のうち、株主として決定すべき事項、グループに影響を及ぼすリスクの高い財務事項および業務執行事項、およびグループトータルの企業価値増大の観点から共通化をはかるべき事項を持株会社対応事項として、当社取締役会で承認等をおこないました。
- ② 当社および各中核会社は、自社グループの社長会を毎月開催し、各社業務執行の報告、グループ決定事項および注意事項の伝達、課題の協議、問題点への指導等をおこないました。
- ③ グループ会社の業績の計画実績対比および期末見込、経営指標、金融取引状況、係争・懸案事項等について毎月定型書式で報告を受けました。
新規に発生した案件については逐次詳細な資料で報告を受け、重大なリスクが発生した場合、当社の取締役会で報告をおこない、また、グループ全体のリスクの動向について、四半期ごとに取締役会に報告をおこないました。
- ④ グループ会社の取締役会が適切に意思決定をおこなっているか、決議事項が適正であるかについて、グループ各社の取締役会の議事録等を毎月収集し、その内容を精査のうえ指導をおこないました。

(5) 取締役の職務執行

- ① 当社は、取締役会規程にもとづき、月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項や決裁規程に定める重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督をおこないました。
- ② 当社では、議案等に係る分析・検討資料を取締役会の1週間前に取締役会メンバーに配布する等、審議が活性化するよう情報提供に留意しました。
- ③ 社外取締役をはじめとした役員による十分な審議がおこなわれました。
- ④ 取締役会の実効性を評価し、改善すべき事項を明確にして対応を進めました。

(6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、当社およびグループ会社の取締役会およびその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、定期的に往査をおこない、担当取締役や担当者に説明を求め、改善事項等の指導をおこないました。
- ② 監査役会を月1回開催し、個々の監査役の監査活動状況の報告、意見交換および情報交換をおこない、重要な事項について協議・決議をおこないました。
- ③ 監査役は、代表取締役、社外取締役、会計監査人および内部監査部門等との意見交換をおこないました。加えて、グループ各社の監査役との情報連絡会を当期中に12回開催し、監査の実効性を高めました。また、当社およびグループ会社に係る重要な情報が適時適切に監査役に報告され、または監査役が報告を求めることができる体制をとり、適切な運用がなされました。
- ④ 取締役会等の指揮命令から独立して監査役の職務を補助する監査役室を設置し、効率的な監査を進めました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000	797	118,842	△7,483	117,155
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,392		△1,392
剰余金の配当（中間配当）			△800		△800
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,727		6,727
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却			△7,483	7,483	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△2,949	7,483	4,533
当 期 末 残 高	5,000	797	115,892	-	121,689

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資 産計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 再 地 再 評 価 額	地 価 金	為 替 換 算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当 期 首 残 高	550	△1,266	△216	△508	△1,440	40	115,756
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,392
剰余金の配当（中間配当）							△800
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,727
自己株式の取得							△0
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	197	-	276	709	1,183	△2	1,181
連結会計年度中の変動額合計	197	-	276	709	1,183	△2	5,715
当 期 末 残 高	748	△1,266	60	201	△256	38	121,471

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数：26社

主要な連結子会社の名称：高松建設(株)、青木あすなろ建設(株)、みらい建設工業(株)、東興ジオテック(株)、(株)金剛組

② 主要な非連結子会社の名称：日本オーナーズクレジット(株)

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数および名称：1社 TPG 2020-1 (LN-CROWN VALLEY) OWNER, LLC

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社の名称（非連結子会社）日本オーナーズクレジット(株)

③ 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、いずれも当期純損益および利益剰余金等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

販売用不動産および不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）によっております。

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、船舶、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額および特定工事における将来の補償費用を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

船舶特別修繕引当金

船舶の定期修繕に要する費用に充てるため、最近の支出実績にもとづく定期修繕見積額を計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

ア. 建築事業および土木事業

建築・土木事業においては、顧客との工事契約にもとづき工事をおこなう義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価にもとづくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

イ. 不動産事業

販売用不動産の販売では、顧客との不動産売買契約にもとづき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、物件の引き渡し時点において収益を認識しております。

不動産管理業務においては、顧客との管理契約にもとづき不動産の維持管理をおこなう義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は主として経過期間によって測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

退職給付に係る会計処理の方法

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年から7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年から7年）による定額法により費用処理しております。

(未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法)

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(追加情報)

当社および連結子会社は、2022年3月に、定年を60歳から65歳へ延長するため2022年4月1日を施行日とする退職金規程の改訂をおこないました。この退職一時金制度の改訂によって、退職給付債務が417百万円減少しており、過去勤務費用が同額発生しております。

のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については発生原因に応じ、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

建設工事の共同事業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益および費用を認識する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識

建築・土木事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価にもとづくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

不動産事業の一部の取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供に対する役割が手配であると判断されるものについては、純額で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の期

首残高に与える影響はありません。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表の受取手形・完成工事未収入金等および未成工事受入金がそれぞれ6,746百万円増加し、連結損益計算書の完成工事高および完成工事原価がそれぞれ137百万円増加し、不動産事業売上高および不動産事業売上原価はそれぞれ293百万円減少しております。営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）および「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定めるに定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」（前連結会計年度1百万円）については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」（当連結会計年度3百万円）については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「損害賠償金」（前連結会計年度19百万円）については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にかかる連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度にかかる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（工事契約に係る収益認識）

当連結会計年度における、工事契約について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用した完成工事高は217,636百万円（完成工事高に占める割合は97%）であります。

当該方法では、完成工事高は工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて計上しております。決算日における工事進捗度の見積りは主として発生原価にもとづくインプット法によっており、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって見積っております。なお、工事進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

これら見積りのうち、工事原価総額の基礎となる実行予算等は工事責任者等により、工事の進捗による見積り項目の確定や新たな見積り項目の発生などを考慮し、随時見直しをおこなっております。

工事契約は基本的な仕様や施工内容、施工場所がお客様の指示にもとづいておこなわれるため、個々の工事内容は個別性が強く、工事の進捗に応じて生じる状況の変化が多岐にわたることから、専門的知識および実務経験のある工事責任者等が当該状況の変化を適時・適切に見積りに反映しております。

なお、契約の変更による工事収益総額の変更や工事の進捗にともなう工事原価総額の見直し等があった場合は、翌連結会計年度の完成工事高に影響を与えることとなります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,043百万円

(2) 事業用土地の再評価

当社および連結子会社の一部は、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用土地の再評価をおこなっております。

評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、一部の連結子会社の「土地再評価差額金」は、連結消去後の金額を純資産の部に計上していません。

① 当社

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める事業用土地について地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整をおこなって算定しております。

再評価の実施年月日 2002年3月31日

当連結会計年度末において、再評価をおこなった土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載していません。

② 一部の連結子会社

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める事業用土地について地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額および第2条第3号に定める事業用土地について地方税法（1950年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整をおこなって算定しております。

再評価の実施年月日 2001年3月31日

事業用土地の当連結会計年度末時価

当該事業用土地再評価後の帳簿価額 1,173百万円

当該事業用土地の当連結会計年度末時価 1,050百万円

差 額 Δ 123百万円

(3) 財務制限条項

当社は(株)そな銀行をアレンジャー、(株)みずほ銀行をジョイントアレンジャーとする取引銀行等26社と総額150億円のコミットメント型シンジケートローン契約を2020年3月24日付で締結しております。

本契約にもとづき、当連結会計年度末において全額借入を実行しております。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。

②各年度の決算期における連結損益計算書に示される当期営業損益を損失としないようにする。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

① 発行済株式

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	38,880,000株	—	4,061,422	34,818,578株

(変動事由の概要) 2月28日付け自己株式の消却による減少 4,061,422株

② 自己株式

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,061,341株	81	4,061,422	一株

(変動事由の概要) 単元未満株式の買取りによる増加 81株
2月28日付け自己株式の消却による減少 4,061,422株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2021年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,392百万円
1株当たり配当額	40円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月24日

2021年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当（中間配当）に関する事項

配当金の総額	800百万円
1株当たり配当額	23円
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,392百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	40円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月23日

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

1年内	1,737百万円
1年超	1,435百万円
計	3,172百万円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入および社債の発行により調達する方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等および未収入金は、取引先の信用リスクを有しておりますが、当該リスクに関しては、当社および連結子会社の社内規程およびその附則に従い、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先の財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握をはかっております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクを有しておりますが、定期的に時価の把握をおこなっております。市場価格のない株式等および貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は価格変動リスクを有しておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に運転資金や設備投資、関係会社株式の取得に必要な資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金の調達を有効適切におこなうために必要な資金の収支を予測し、資金管理をおこなっております。

デリバティブ取引は先物為替予約取引であります。為替予約取引は価格変動リスクを有しておりますが、外貨建ての債権に係る為替の変動リスクを軽減する目的に限定した取引をおこなっており、その意思決定は規程にしたがい社長決裁を受けております。また、カウンターパーティーリスクを軽減するため格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注2）および貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（注3）については、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、未収入金、工事未払金および短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
投資有価証券 その他有価証券	3,392	3,392	—
社債	(15,000)	(14,940)	60
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示することとしており、合計で正味の債務となる場合は() で示すこととしております。

(注2) 市場価格のない株式等

これらについては「投資有価証券」に含めておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（その他有価証券）	1,670
関係会社株式等	1,992
優先出資証券	231

(注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

「投資有価証券」に含めておりません。また、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
出資金	2,154

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	3,392	—	—	3,392
デリバティブ取引	—	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	14,940	—	14,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等にもとづき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,487円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	193円22銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	建築事業	土木事業	不動産事業	計
一時点で移転される財およびサービス (*)	4,441	1,885	22,159	28,486
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	120,695	96,940	3,240	220,876
顧客との契約から生じる収益	125,136	98,826	25,400	249,363
その他の収益	—	—	14,543	14,543
外部顧客への売上高	125,136	98,826	39,944	263,907

(*) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約において、代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しているものは「一時点で移転される財およびサービス」に含めて表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項

④ 収益および費用の計上基準 に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

ア. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	31,563
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	28,402
契約資産 (期首残高)	45,079
契約資産 (期末残高)	50,263
契約負債 (期首残高)	23,475
契約負債 (期末残高)	22,733

(注) 「顧客との契約から生じた債権」および「契約資産」は、連結貸借対照表の「受取手形・完成工事未収入金等」の残高に含まれ、「契約負債」は「未成工事受入金」に含まれます。

イ. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額 23,475百万円

ウ. 履行義務の充足の時期が通常支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産は顧客との工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の出来形に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約に定める支払条件にもとづき請求のうえ受領しております。契約負債は主として、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との工事契約について支払条件にもとづき顧客へ請求した対価のうち、出来形に係る対価を超過した前受け部分です。契約負債は、収益の認識にもなって取り崩されます。なお、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

エ. 過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当期に認識した収益 3,489百万円

②残存履行義務に配分した取引価格

当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は367,966百万円です。当該履行義務は主として建築事業・土木事業における工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね3年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

~~~~~

（注） 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                 |           |           |             |                 |        | 自己<br>株式 | 株主<br>資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|--------|----------|----------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金     |           |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |        |          |                |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             |                 |        |          |                |
|                             |         |           |                 |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |        |          |                |
| 当 期 首 残 高                   | 5,000   | 272       | 272             | 978       | 28,270    | 5,220       | 34,468          | △7,483 | 32,256   |                |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                 |           |           |             |                 |        |          |                |
| 剰余金の配当                      |         |           |                 |           |           | △1,392      | △1,392          |        | △1,392   |                |
| 剰余金の配当(中間配当)                |         |           |                 |           |           | △800        | △800            |        | △800     |                |
| 当期純利益                       |         |           |                 |           |           | 3,338       | 3,338           |        | 3,338    |                |
| 自己株式の取得                     |         |           |                 |           |           |             |                 | △0     | △0       |                |
| 自己株式の消却                     |         |           |                 |           |           | △7,483      | △7,483          | 7,483  | —        |                |
| 別途積立金の取崩                    |         |           |                 |           | △28,270   | 28,270      | —               |        | —        |                |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |           |           |             |                 |        |          |                |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —               | —         | △28,270   | 21,931      | △6,338          | 7,483  | 1,145    |                |
| 当 期 末 残 高                   | 5,000   | 272       | 272             | 978       | —         | 27,151      | 28,129          | —      | 33,401   |                |

|                             | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|--------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高                   | 61               | △1,303       | △1,241         | 31,015 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |              |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |              |                | △1,392 |
| 剰余金の配当(中間配当)                |                  |              |                | △800   |
| 当期純利益                       |                  |              |                | 3,338  |
| 自己株式の取得                     |                  |              |                | △0     |
| 自己株式の消却                     |                  |              |                | —      |
| 別途積立金の取崩                    |                  |              |                | —      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 6                | —            | 6              | 6      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 6                | —            | 6              | 1,151  |
| 当 期 末 残 高                   | 68               | △1,303       | △1,234         | 32,166 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブ

時価法によっております。

##### ③ 棚卸資産

販売用不動産および不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類に

おけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当社は、2022年3月に、定年を60歳から65歳へ延長するため2022年4月1日を施行日とする退職金規程の改訂をおこないました。この退職一時金制度の改訂によって、退職給付債務が4百万円減少しており、過去勤務費用が同額発生しております。

#### (4) 収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

不動産事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

販売用不動産の販売では、顧客との不動産売買契約にもとづき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、物件の引き渡し時点において収益を認識することとしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

### 2. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）および「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当事業年度から適用しております。

### 2. 遡及適用をしなかった理由等

連結注記表に記載のとおりです。

### 3. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,785百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 16百万円  |
| 短期金銭債務 | 12百万円  |
| 長期金銭債務 | 373百万円 |

### (3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用土地の再評価をおこなっております。

評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### ① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める事業用土地について地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整をおこなって算定しております。

#### ② 再評価の実施年月日 2002年3月31日

#### ③ 事業用土地の当事業年度末時価

当事業年度末において、再評価をおこなった土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

### (4) 財務制限条項

当社は㈱りそな銀行をアレンジャー、㈱みずほ銀行をジョイントアレンジャーとする取引銀行等26社と総額150億円のコミットメント型シンジケートローン契約を2020年3月24日付けで締結しております。

本契約にもとづき、当事業年度末において全額借入を実行しております。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。

②各年度の決算期における連結損益計算書に示される当期営業損益を損失としないようにする。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 5,355百万円 |
| 売上原価       | 68百万円    |
| その他の営業取引高  | 10百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 4,772百万円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 一株

2022年2月28日付け、自己株式全株（4,061,422株）を消却いたしました。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

| (繰延税金資産) | 百万円    |
|----------|--------|
| 未払役員退職金  | 153    |
| 関係会社株式   | 29     |
| 譲渡損益調整勘定 | 309    |
| 繰越欠損金    | 1,961  |
| その他      | 62     |
| 繰延税金資産小計 | 2,517  |
| 評価性引当額   | △2,514 |
| 繰延税金資産合計 | 2      |

(繰延税金負債)

|              |    |
|--------------|----|
| その他有価証券評価差額金 | 23 |
| その他          | 2  |
| 繰延税金負債合計     | 25 |
| 繰延税金負債の純額    | 23 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                                 | 議決権等所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容          | 取引金額 (百万円)     | 科 目            | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------------------------------|--------------|-----------|----------------|----------------|----------------|------------|
| 子会社 | 高松建設(株)                                | 直接 100.0     | 事務所等の賃貸   | 事務所等の賃貸        | 660            | —              | —          |
|     |                                        |              | 役員の兼任     | 保証金の預り         | 0              | 長期預り保証金        | 184        |
|     |                                        |              | 工事の発注     | 工事の発注          | 2,319          | 建設仮勘定          | 2,898      |
| 子会社 | 青木あすなる建設(株)                            | 直接 100.0     | 資金の借入・返済  | 資金の借入<br>資金の返済 | 1,000<br>1,000 | —<br>—         | —<br>—     |
|     |                                        |              | 役員の兼任     | 利息の支払          | 3              | —              | —          |
|     |                                        |              | 工事の発注     | 工事の発注          | 2,319          | 建設仮勘定          | 2,898      |
| 子会社 | Takamatsu Construction Group USA, Inc. | 直接 100.0     | 役員の兼任     | 資金の貸付<br>利息の受取 | 2,447<br>11    | 関係会社短期貸付金<br>— | 2,447<br>— |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

事務所等の賃貸料および保証金については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

工事の発注については、一般の取引条件と同様に決定しております。

借入金にかかる借入利率および貸付金にかかる貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 923円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95円89銭  |

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益および費用の計上基準に記載のとおりです。

~~~~~  
 (注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。